

# 規約等の改正箇所および要旨について

秋田県小学生バレーボール連盟

令和2年度、日小連の各種規程等が改正され、「倫理規程」は、「コンプライアンス規程」と名称を変更し、違反行為に対する処分等が強化整備され、「加入団体登録及び個人登録規程」では、チームへの選手加入について移籍や県外からの加入にかかる制限が撤廃されました（大会出場には制限あり）。これを受け、本連盟の諸規程等についても、感染症等に対応することを含め、以下のとおり改正および整備することとしました。

なお、新規程等については本連盟ホームページの「お知らせ」に掲載する予定です。

## 1 規約の改正箇所および要旨

- ① 第3条1号、2号の一部文字を平仮名に修正した。
- ② 第7条2項の表記を統一し、「県小連」を「本連盟」と改める。
  - ・本規定では、「秋田県小学生バレーボール連盟」について省略せず「本連盟」としている。
- ③ 第16条3号中「改廃」を「改正」に改める。
  - ・規約を廃することはないであろうと考えられる。
- ④ 第17条4号の次に「細則、」を「各種規程」次に「等」を加える。
  - ・規程の他、規程の上位の細則、規程の下位の要綱等の改正を常任理事会の役割と規定した。
- ⑤ 第18条の次に次の1条を加える。

「第18条の2 各専門委員会の組織および業務分掌等は別に定める。」

  - ・各専門委員会の組織および業務分掌について規定した。
- ⑥ 第6章 「登録加盟」を「加盟登録」に改める。
- ⑦ 第19条中「加盟するチーム」の次に「、チームを構成する選手およびベンチ役員の登録に関する事項は、細則で」を加え、「の登録は別に」を削る。
  - ・本連盟への加盟登録に関する事項は、細則で定めることとした。旧規約では、「別に定める」として、要綱により規定していたが、加盟登録は本連盟にとって重要度の高い事項であることから、各種規程に比べ上位の「細則」として規定した。
- ⑧ 第23条中「および」を「並びに」に、「関わる」を「係る」改め、「旅費等」の次に「の支出」を加える。
  - ・文言を明確にするとともに、接続詞の使い方を適正に修正し、正しい「並びに」の使い方とし、旅費の支出の件を明確に規定した。（正しくは、（例）aおよびb並びにcおよびdとなる。）

## 2 加盟細則の制定（登録要綱の全面改正）に伴う主な要旨

日小連「加盟団体登録及び個人登録規程」の改正および本連盟の登録要綱において各項目の内容に統一性や記載上の一貫性に欠けており、細則として全面的に改正した。

- ① 第2条第3項
  - ・選手は、チームの加入登録において、任意に各都道府県チームの選択が可能となったことによる。
- ② 第3条第2項
  - ・登録構成員のチーム加入登録時のJVA-MRSのIDおよびパスワードの加入者等への告知義務について規定した。
- ③ 第3条第3項
  - ・移籍や脱退の申し出があった場合の迅速な登録手続きの義務について規定した。
- ④ 第3条第4項
  - ・選手登録に係る禁止事項について規定した。
- ⑤ 第3条第5項
  - ・居住都道府県以外で、MRS登録する場合の手続きおよび義務について規定した。
- ⑥ 第4条第3項
  - ・加盟登録要領にかかる注意事項として「別記」を設定することについて規定した。
- ⑦ 第5条関係
  - ・移籍に伴う手続きおよび関係者の義務並びに不正等への対応について規定した。
- ⑧ 第6条関係
  - ・移籍による競技会等への対応について規定した。
- ⑨ 別記関係
  - ・県小連への新規および追加登録上の手続きおよび移籍手続き（県内チーム間、他県チームから、他県チームへ）の詳細について規定した。
  - ・他県からの登録に係る手続きは、競技会へ出場しようとする2か月前に行わなければ、「日小連」および「各都道府県小連」が主催または共催する競技会、並びに「日小連の登録団体が、二都道府県以上にわたる競技会」として日小連に届出した競技会に出場できない。（日小連の登録規程による）
  - ・登録選手数およびコート内出場選手の制限について規定した。（日小連運用通知による：R2.6.28）
  - ・チームの合併条件および手続きについて規定した。
  - ・無届の移籍、不備不正が認められる移籍登録時の試合の取扱いについて規定した。

### 3 専門委員会規程の改正箇所および要旨

各専門委員会の業務をより明確にし、新たに感染症の担当部門を規定し、より安全で円滑な本連盟の活動に資する内容とした。

- ① 第1条中「バレーボール連盟」の次に「(以下「県小連」という。)」を、「第18条」の次に「第2項」を、「規定に」の次に「基づき、各専門委員会の組織および業務分掌等を次のとおり定める」加える。第1～5号を削る。
  - ・各委員会の設置は、規約で制定済みであることから、設置、組織および業務分掌の根拠を規約から引用し規定し、各委員会の名称を削除した。
- ② 第6条中「各委員会」の次に「の委員長」を加え、「を開いて常務を処理する。各委員会は委員長が召集」を「の会議を招集し、業務を処理」に改める。
  - ・委員長の業務を明記し、用語を適切に規定した。
- ③ 第7条中「各委員会」を「各委員長」に、「会議終了後、」を「各会議の終了後、速やかにその内容を」に改める。
  - ・業務を明確にし、各専門委員会終了後の早期報告の義務付けについて規定した。
- ④ 第8条第2項第2号中「諸大会の開催事務手続き、」を「県小連が主催若しくは主管する大会の開催にかかる手続き」に、「大会記録の整理保存」を「準備並びに大会運営全般およびその記録に関すること。」に改める。
  - ・旧規程の「諸大会」の内容を明確に規定した。
- ⑤ 第8条第2項第3号および4号をまとめ、次の1号に改め、第3号とする。

「(3) 庶務並びに連盟の組織および運営に関すること。」
- ⑥ 第8条第2項第5号中「(以下「MRS」という。)」の次に「および加盟」を加え、第4号に改める。
  - ・県小連の加盟登録に関することを業務として規定した。
- ⑦ 第8条第2項第4号の次に次の1号を加える。

「第5号 規約、規程等の整備検討に関すること。」

  - ・規約、規程等の整備検討に関することを業務として規定した。
- ⑧ 第8条第2項第7号の次に次の2号を加える。

「(8) その他、他の委員会の所管に属さないこと。」、  
「(9) 感染症対策等への対策に関すること。」

  - ・担当業務の対応委員会が定まらない場合の対応および新業務として感染症対策について規定した。
- ⑨ 第8条第4項第1号中「諸大会の準備、運営」を「県小連が主催若しくは主管する大会の組み合わせおよび抽選並びに競技運営およびその準備」に改める。
  - ・文言を統一した。

- ⑩ 第8条第4項第4号および5号を削る。
- ・旧4号の件は、総務委員会が担当し細則で定められることとなり、旧5号は、本項第1号および2号の範疇と解されることから規定済みとなることによる。
- ⑪ 第8条第5項第1号中「諸大会の審判」を「県小連が主催若しくは主管する大会の審判およびその準備に」に改める。
- ・「諸大会」の内容を明確に規定した。
- ⑫ 第8条第5項第5号を削る。
- ・旧第5号は、本項第1号の範疇と解されることから規定済みとなることによる。
- ⑬ 第8条第6項第1号中「違反行為者に対する調査等を実施すること」を「違反行為並びに違反行為者等に対する調査および処分に関すること」に改め、第2号を削る。
- ・業務内容を明確に規定した。
  - ・処分の決定については、違反行為者への不利益処分であり、論議については、規約第25条に倫理規程が規定されており（旧第4号も同様）、その中で、適正に処理されることから第2号を削除した。
- ⑭ 第8条第6項第3号中「速やかに報告する」を「の違反行為にかかる報告に関する」に改め、第2号とした。
- ・違反行為に係る業務について、「日小連」への報告について規定した。
- ⑮ 第8条第6項第2号の次に次の1号を加えた。
- 「(3) 東北小学生バレーボール連盟との違反行為にかかる連携に関すること。」
- ・違反行為に係る業務について、「東北小連」との連携について規定した。
- ⑯ 第8条第6項第4号を削る。

## 4 倫理規程の改正箇所および要旨

日小連の「倫理規程」が「コンプライアンス規程」全面改正されたことに伴い本連盟の「倫理規程」を改正し整合性を図るとともに、違反行為への対応を強化するもの。

- ① 第1条中「役員及びチーム関係者」を「関係者」に改め、第2条第3号中「県小連」の次に「加盟」を加え、「団体の指導者」を「チームおよび登録構成員」に改め、第3号の次に次の1項を加えた。

「(4) 前号の登録構成員として登録された選手の保護者」

  - ・倫理規定の適用範囲について、明記するとともに、日小連の「加盟団体登録及び個人登録規程」の用語と整合性を図った。
- ② 第3条第1項中「並びに」を「および」に改めた。
  - ・正しい「並びに」の使い方とした。(正しくは、例：aおよびb並びにcおよびdとなる。)
- ③ 第3条第2項中「県小連関係者が」の次に、「日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）の定めるコンプライアンス規程に規定する違反行為および」を加え、「行うこと」を削った。
  - ・日小連の「コンプライアンス規程」に規定された違反行為および県小連が定める違反行為の双方を禁止する旨を明確に規定した。
- ④ 第3条第2項第1号の「なお、」書きの次に「方針を決定した場合は、地区小連を通じ、その内容を各県小連関係者に通知しなければならない。(電子メールによる通知を可とする。)」を加えた。
  - ・県小連の決定した方針の周知要領について規定した。
- ⑤ 第3条第2項第2号を次の1号に改めた。

「(2) 県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他、スポーツマン精神に反する行為」

  - ・旧第2号は、新第2項の日小連のコンプライアンス規程に規定されており、重複することから削除し、旧第5号および7号の内容を重要事項として、号目の上位に位置付けた。
- ⑥ 第3条第2項第5号を次の1号に改めた。

「(5) 選手の所属に係わる正当な手続きを経ずに、選手の移籍を行うこと。」

  - ・移籍に伴う違反行為について規定した。
- ⑦ 第3条第2項第6号を次の1号に改めた。

「(6) JVA-MRS登録における不正行為」

  - ・MRS登録上の違反行為を明記した

⑧ 第3条第2項第7号を次の1号に改めた。

「(7) 選手の引抜き行為」

・新たに、選手の引抜き行為を違反行為として規定し、旧7号は、新2号に繰り上げとした。

⑨ 第3条第2項の次に次の2項を加えた。

「3 県小連または日小連から永久追放された者から、バレーボールにかかる指導を受けたり、活動を共にしてはならない。」

「4 県小連関係者は、県小連が主催若しくは主管する大会および講習会等（以下競技会等という。）に際して、その開始日から14日以前および当該競技会開催期間中において、自身が関係するチームにおいてインフルエンザ、感染性胃腸炎、その他感染性の疾病に罹患の事実、または感染したおそれがあることを知り得た場合、感染拡大の防止を図るため、当該競技会等の開始前まで、当該競技会等開催期間中において、自身は直ちに、主催者にその旨を申告しなければならない。また、申告を受けた主催者は、競技会等の運営において、中止の判断を含め、適切に対応しなければならない。」

・永久追放を受けた者との活動制限について明記し、「永久追放」という処分の実効性を担保するとともに、具体的に考えられる違反行為として規定しその未然防止を図るもの。（第3項）

・競技会等の開催に際し、感染症等が発生した場合、感染拡大を防止するための報告義務およびその対応について主催者側の義務を明記した。（第4項）

⑩ 第5条を第6条とし第6条を第8条とし、第4条の次に次の1条（1～6項）を加えた。

「（処分に係る用語の定義）

第5条 この規程による主な処分の種別や処分に係る用語は、次の例による。

2 「厳重注意」とは、違反行為者に反省を促すとともに、再発防止を目的とした注意をいう。

3 「活動停止」とは、期限を定め被処分者または被処分チームの活動を停止することをいう。（チームまたは登録構成員に対して適用し、県小連が主催若しくは主管する競技会等への出場および参加停止や練習等の活動を停止すること。なお、さらなる違反行為の可能性がある場合や悪質な場合、期限を無期限とする場合がある。）

4 「永久追放」とは、自身の違反行為により、県小連への構成員の加盟・登録が抹消されることをいう。（当該処分における県小連の瑕疵がない限り、再び登録することはできない。）

5 「チームの登録取消し」とは、県小連へのチーム、選手及びベンチ役員の加盟・登録が取消されることをいう。(本連盟が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会並びに研修会および講習会への参加を認めない。なお、別指導者等のベンチ役員により従前選手で再編成されたチームについては、再登録を認める。)

6 「引抜き」とは、他チームに所属している選手が他チーム関係者からの、または当該チーム関係者から依頼を受けた者からの勧誘を受けて、当該チームに移籍、または移籍しようとする行為をいう。」

・処分に係る用語の定義を規定し、その内容について明確に規定した。

⑪ 第5条は、第6条に繰り下げ、次の1条(1～7項)に改めた。

「(違反行為への対処)

第6条 県小連は、違反行為に及ぶおそれがあると認める場合は、予め当該対象者に対して、適切に対応するよう助言・指導することができる。

2 処分を決定するにあたっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定するものとする。

3 倫理委員会は、違反行為に対して、別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に基づき、前条第2項から第5項および「反省文の提出」等の処分を決定する。

4 県小連会長および倫理委員長は、違反行為の対象者の処分にあたって、弁護士等、法令の知見を持ち合わせた有識者または機関に対し、その内容が適切なものであるかどうかについて、確認、相談することができる。その費用は、県小連が負担する。

5 処分の決定通知は、県小連会長名で文書により被処分者へ処分の理由を付して通知しなければならない。

6 倫理委員会は、違反行為の対象者が所属する地区小連と連携し、その処分に係る業務を遂行すること。

7 違反行為および処分の内容並びに被処分者の氏名およびその所持する小学生バレーボールにかかる資格種別を、速やかに常任理事会および日小連に報告しなければならない。また、必要に応じて東北小学生バレーボール連盟と連携を図るものとする。」

・違反行為への対処要領を全面的に改めた。

・違反行為に対する県小連の権限について規定した。(第1項)

・処分対象者の権利について規定した。(第2項)

・処分内容の決定要領を別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」として規定した。(第3項)

・処分内容の正当性や妥当性を担保する手段、財源について規定した。(第4項)

- ・処分内容の伝達要領について規定した。(第5項)
  - ・処分内容の決定に係る各地区小連との連携について規定した。(第6項)
  - ・処分内容およびその概要について日小連および本連盟内への報告要領および東北小連との連携について規定した。(7項)
- ⑫ 第6条は、第8条に繰り下げ、次の1条に改める。  
「第8条 本規程は、常任理事会の議決をもって変更することができる。」
- ⑬ 第6条の次に次の1条(1～4項)を加える。  
「(不服申立て手続き)  
第7条 第5条第1項の処分を受けた者は、その処分に不服がある場合、県小連会長に対して、不服を申立てることができる。  
2 不服の申立ては、処分の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に書面により、提出しなければならない。  
3 前項の不服申立てを受けたときは、理事会は処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。  
4 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申立てはできない。」
- ・処分を受けた者の不服申し立ておよびその際県小連側の手続きについて規定した。
- ⑭ 第8条第1項を削り、同条第2を第1項に改めた。

## 5 感染症等対策要綱の制定要旨

感染症等対策チームを設置し、県小連関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症等の感染症への的確かつ迅速な対応を図る体制を整備した。

- ① 第1条
- ・制定の根拠と目的について規定した。
- ② 第2条
- ・感染症等対策チームを設置について規定した。
- ③ 第3条
- ・感染症等対策チームの組織について規定した。
- ④ 第4条
- ・感染症等対策チームの業務について規定した。
- ⑤ 第5条
- ・感染症等対策チームの責務について規定した。